

実験動物への緊急時の対応について

校長裁定 平成27年 2月12日

一部改正 平成27年 4月 1日

動物実験実施施設においては、実験動物による危害防止や周辺環境への悪影響防止と併せ、地域防災計画等との整合を図りつつ、あらかじめ、地震、火災等の緊急時における計画を作成することにより、緊急事態が発生した際に、速やかに実験動物の保護、逸走の問題の発生防止に努めることができる。

このたび動物実験委員会では次のように緊急対応策を取りまとめた。

1. 動物福祉上の配慮

(a) 水の確保

水源確保（井戸水や貯水を含む）、給水ラインの破断防止の措置を講じておく。緊急時の給水用具（おわん、分注やかん、ポリタンク、大型ポリペール、柄杓など）を確保しておく。

(b) 飼料備蓄

最低 1 ヶ月分程度の飼料を備蓄しておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(c) 汚物処理

汚物処理の対策を講じておく。被災時、ケージや飼育ラックなどを水洗できない状況を考え、たとえば、床敷飼養への切り替え、じゅうのう、塵取り、ドライワイパーなどの用意、その他、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

(d) 飼養架台等の固定

飼育ラックや試薬棚類は壁固定を心掛ける（二段重ねの棚は上下固定も有効である）。その際、飼育ケージや試薬びん等の落下防止のために棚板に栈をつけることも必要である。

2. 地域環境保全への配慮

(a) 動物の逃亡防止

災害時に実験動物を逃亡させないため、ゴムバンド等でケージの蓋を固定する。飼養保管設備内の排水口等は適当な方法によって閉鎖する。また、飼養保管設備入口には十分な高さの鼠返しを取付ける。さらに、使用中の病原体、R I、導入遺伝子の種類の記帳、使用中動物の正確な個体数管理などは日常から遺漏のないようにする。

(b) 地域住民への対応

災害時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明または資料の提供を心掛ける。

3. 災害発生時における措置

実験実施者、実験責任者及び実験動物管理者は、相互に協力して下記の措置を講じるものとする。

- ・速やかに飼養保管設備の状況および実験動物の逃亡、死亡の有無を確認し、校長に報告する。
- ・飼養保管設備及び実験室の施錠を行うこととし、実験動物を学外に逸走させないようにする。
- ・給餌給水体制、飼養保管設備及び実験室等の復旧を行う。
- ・水や飼料の確保が難しい場合は、人道的な方法を用いて安楽死処置を施す。

4. この取り扱いは、平成27年2月12日に施行し、平成26年12月1日から適用するものとする。

附則

この取り扱いは、平成27年4月1日から適用する。

5. 休日、夜間、緊急時の連絡体制

